

局所排気装置等の要件の見直し

資料6-3-1(再配布)

労働者を有害物から 守るための主な規制

- ① 局排の設置義務、要件の規定による作業環境管理
【例】
 - ・フードは発散源毎に設けること
 - ・ダクト(配管)は出来るだけ短く、ベンド(曲り)の数が出来るだけ少ないこと
 - ・排気口は屋外に設けること
 - ・大臣が定める性能を有すること(抑制濃度、制御風速)
- ② 作業環境測定とその結果に基づく作業環境の改善・管理
- ③ 保護具の着用
- ④ 健康診断とその結果に基づく就業場所の変更、保健指導等

現状と課題

- ① 有機溶剤用の局所排気装置について、署長の特例許可(有機則第18条の2)を受け、制御風速を下回っていても第1管理区分を維持している事業場は多くある。
(平成20年度は70件の特例許可)
- ② 第1管理区分が継続している場合、局排の要件による規制は必要なのかという議論がある。
- ③ 排気口の屋外設置は、ビル内等の狭隘な作業場では困難であり、また排気を清浄化しても屋内排気(還流)が認められず、空調エネルギー等が無駄になっている。

見直しの方向性(案)

局排の要件のような仕様要件を法令に定めるのではなく、作業環境測定とその結果に基づく管理に重点を置くよう誘導すべきではないか。
このため、以下の方向で規制を見直してはどうか。



- ① 局排の要件については、より柔軟な運用を認めていく。
- ② 測定結果の労働者への周知(再掲)。